

主な関係法令

① 住生活基本法(平成18(2006)年施行)

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体並びに住宅関連事業者の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることにより、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

② 公営住宅法(昭和26(1951)年施行)

国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

③ 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26(2014)年施行)

適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを背景に、国による基本指針や市町村による計画の策定、空き家等についての情報収集や実態調査、空き家等及びその跡地の活用促進、特定空家等に対する措置、地方自治体への財政上の措置及び税制上の措置等を定めた法律です。

④ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19(2007)年施行)

高齢者、低所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の増加が見込まれ、住宅セーフティネット*の確保が政策課題となっている一方、住宅ストックは、空き家等の増加が見込まれており、有効活用が課題となっています。

このため、空き家等を活用した住宅セーフティネット機能の強化を図るため、民間の空き家・空き室を活用して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化するための法律です。

⑤ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成21(2009)年施行)

ストック活用型の社会への転換を目的として、長期にわたり住み続けられるための措置が講じられた優良な住宅(長期優良住宅)を普及させるための法律です。

長期優良住宅は、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備に講じられた優良な住宅で、建築および維持保全の計画を作成して所管行政庁に申請することで、基準に適合する場合には認定を受けることができます。

⑥ 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7(1995)年施行)

建築物の耐震化を促進するため、平成25(2013)年の改正においては、大規模建築物等に対する耐震診断の義務付け、耐震化の努力義務対象となる建築物の範囲拡大、耐震改修計画の認定基準緩和等、耐震性に係る表示制度及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設などの改正が行われました。

また、平成31(2019)年の改正においては、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告が義務付けられるようになりました。

用語説明

【ア行】

空き家バンク:

居住者のいない空き家を活用するため、地方公共団体が住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報を提供する制度。

新たな住宅セーフティネット制度:

高齢者、障害のある人、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方(住宅確保要配慮者)が今後も増加する見込みであるが、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅については大幅な増加が見込めない状況にある。一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的に設立された制度。

【カ行】

カーボンニュートラル:

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロとなること。

キッズゾーン:

保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するために、車両の運転者に対して注意を喚起することを目的として設定した道路区域のこと。

【サ行】

再生可能エネルギー:

石油や石炭、天然ガス等の一度利用するとなくなってしまう化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、水力、地熱など、利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せずに繰り返し利用できるエネルギー。

住宅確保要配慮者:

民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することを困難にする特別な事情を有する低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人、子育て世帯等。

住宅ストック:

既存の住宅のこと。

住宅セーフティネット:

低所得者、障害のある人、高齢者などが独力で速やかに住宅を確保できるようにする社会的な仕組み。所得水準・家族構成・身体的状況にかかわらず、最低限の安全な暮らしを保証するため、だれでも住宅を確保できる環境を整えるとの発想に基づいた社会制度。

【タ行】

脱炭素社会:

温室効果ガス(二酸化炭素等)の排出が実質ゼロである社会。

長期優良住宅:

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が、構造及び設備に講じられた優良な住宅のこと。また、建築及び維持保全の計画を作成して所管行政庁に申請し、基準に適合する認定を受けた住宅。

DX(デジタルトランスフォーメーション):

ICT(情報通信技術)の浸透が人々の生活をあらゆる面で、より良い方向に変化させること。

テレワーク:

インターネットなどのICT(情報通信技術)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。会社に行かずに、自宅や近くにある会社の拠点などで仕事をする事。

【ハ行】**バリアフリー:**

障害のある人が社会生活を営む上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去を指していたが、現在では、障害の有無や年齢にかかわらず、人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。

【ヤ行】**山口県居住支援協議会:**

山口県における福祉の向上と住みやすい地域づくりを目的として、住宅確保用配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等について協議・検討するため、行政と民間関係団体で組織する協議会。

ユニバーサルデザイン:

高齢者や障害のある人を特別に対象とするのではなく、すべての人にとって使いやすいよう製品、環境、情報などをデザインするという考え方。